

## 病気見舞い・弔事に関する申し合わせ

### 1. 病気見舞いについて

本協会の役員（理事・監事）、評議員、名誉会長・及び顧問が、病気等による入院をした場合には、専務理事決裁とする。

### 2. 弔事の場合

#### (1) 役員並びに配偶者の場合

・協会代表者の参列

・香典 30,000円 ・門楯 1対

#### (2) 役員のみならず子供の場合

・弔電 ・門楯 1対

### 3. (財)日本陸上競技連盟、近畿陸上競技協会、滋賀県等関係役員については、専務理事決裁とする。

### 4. この申し合わせの改廃は理事会の決定による。

### 5. この申し合わせは平成 23 年 9 月 1 日より施行する。

## 本協会に加入する団体・登録者の経費にかかわる細則

一般財団法人滋賀陸上競技協会定款第 8 条第 2 項により下記の通りとする

加 入 金	加入団体 (10 名以上)	1 団体	10,000 円
	加入団体 (5 名以上 10 名未満)		人数 × 1,000 円
	マスターズ連盟		30,000 円
登 録 料	加入団体会員	1 名	2,500 円
	個人登録会員	1 名	3,500 円
	学連登録会員	1 名	100 円
	高体連登録料	1 名	700 円
	中体連登録料	1 名	100 円
	小学生登録料	1 名	100 円
特別会費	名誉会長、顧問		10,000 円
	会長		50,000 円
	副会長・専務理事・常務理事		20,000 円
協 賛 金	別途協賛金募集要項による		